

協約締結拒否東京都労働委員会 またもや補佐人の勤務手配を無視！

11月12日、東京都労働委員会において、会社が基本協約の締結を拒否している、不当労働行為救済申立事件(協約締結拒否都労委)の会社側証人桑原明洋現尾張一宮駅長(当時勤労課課長代理)に対し、前回会社が補佐人の勤務手配を怠ったために延期された2回目の反対尋問が行われました。

ところが驚いたことに、今回も会社は補佐人の勤務手配を無視しました。冒頭淵上副委員長が再三繰り返される不当労働行為に対し、厳重な抗議を行いました。

反対尋問は、補佐人の木下企画部長から「基本協約には主任レポートのことについて書かれているのか」と質問し、「書かれていない」ことを桑原証人自ら証明しました。木下企画部長は業務に関する具体的な質問をしました。しかし、桑原証人は、「知らぬ、存ぜぬ」のはぐらかしを繰り返すだけでした。当時交渉の窓口をしていた桑原証人が、知らないわけがないと思うのですが、まさに会社姿勢のいい加減さが明らかとなりました。

最後に加藤教宣部長が、前回(10/1)桑原証人が、「加藤誠二さんが解雇された理由や窃取されたとされる物の内容について知らない」と言ったことに対して、証人が9月30日に加藤刑事裁判の公判に傍聴に参加していたことを指摘し、桑原証人の証言がはぐらかしにすぎないことを証明しました。



基本協約には「主任レポート」
のことは書かれていない！